

## 展示会のお手伝いの仕事だと言って誘われて・・・ 高額な着物を次々と買わせる手口にご注意ください！

### 【相談事例】

「着物の展示会のお手伝いの仕事をしませんか？」と知らない人から電話で誘われ、年金収入も少なく、生活の足しになると思い、行くことにした。

行ってみると、展示会に知人や友人を連れてくる仕事で、チームの販売成績を上げるよう強く迫られて、自分で着物を購入せざるを得なくなった。

また、「展示会やパーティーに着ていく必要がある」と勧められて、「こんな高い物は買えない」と泣いて断ったが、

「分割で買えば大丈夫」と言われ、1年ほどの間に、もらった給料の総額を大きく上回る150万円近い訪問着や、帯を次々買わされ、とても支払えない。店長から「生活保護をもらってうちで働けばよい」と言われ、「もう行きたくない」と伝えたが、何度も電話があり、脅迫的なメールも来て途方に暮れている。(70歳代女性)



約15年前に着物の展示会商法による次々販売は社会問題となりましたが、今でも被害は続いており、[昨年9月のトラブルバイバイ♪ニュースNo.160](#)でもお知らせしました。

一方で、こうした展示会のお手伝いの仕事だと言って雇用した高齢者に対して、親族や友人を展示会に連れてこさせるとともに、展示会場で着用するために必要として、多数の着物を販売しています。「雇用」といっても「販売」と一体になった手口です。

この事例では、当初、消費者センターが法的問題点を指摘して、全額の返金を求めましたが、事業者は一切問題点を認めませんでした。最終的には更に強く要請して何とか今後の支払いを無くし、既に支払った金額の一部の返金を受けることが出来ました。

「仕事だ」と言って、給料を超える高額な商品を購入させるもので、声を上げない高齢者の性格に付け込んだものです。大阪市消費者センターでは、こうした問題の解決に強く取り組んでいます。困ったときは、一人で悩まずご相談ください。

## ◆大阪市消費者センターからのお知らせ

●消費生活相談専用電話 **06-6614-0999**

開設日時：月曜日～土曜日 午前10時～午後5時 ※大阪市内にお住まいの方

※消費者ホットライン「局番なし188(イヤヤ!)」でも繋がります

消費生活  
相談窓口



メインキャラクターエルちゃん

